

令和7年度

りっとうし えいじゅうたくにゆうきよしゃぼしゅうあんない 栗東市営住宅入居者募集案内

こう えい じゅう たく (公 営 住 宅)

りっとうし としせいびぶ じゅうたくか じゅうたくかかり
栗東市 都市整備部 住宅課 住宅係

公営住宅に入居の申込みをされる場合は資格要件がありますので、この案内をよく読んで応募してください。

なお、入居申込みに関する必要な書類は、必ず事前に住宅課住宅係に相談のうえ作成いただきますようご案内いたします。

◎ 定期募集を行う期間

	受付予定期間	抽選日	入居予定
第1回	令和7年 6月19日(木)～ 6月27日(金)	7月下旬	10月上旬頃
第2回	令和7年11月 4日(火)～11月12日(水)	11月下旬	2月中旬頃

受付時間 午前9時から午後5時まで (土・日・祝日は受付を行いません)

◎ 募集についての確認

『広報りっとう』のおしらせ版(5月号、10月号)及び栗東市ホームページに募集対象住戸リストを掲載いたします。また、庁舎玄関前の掲示板および住宅課で告示します。

*** 注意*** 入居申込書類の配布は、募集内容が掲載された「広報りっとう」の発行日以降、入居申込予定者と面談のうえ下記窓口でのみ行います。

栗東市役所 都市整備部 住宅課 住宅係

住所 〒 520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号
電話 077-551-0347 (住宅係直通) 土・日・祝日を除く
ファックス 077-552-7000 8時30分から
E-mail jyutaku@city.ritto.lg.jp 17時15分まで

もうし 申し込み 資格
申 込 資 格

☆公営住宅に申込ができるのは、次のすべての要件を満たしている人に限ります。

1. 栗東市内に6箇月以上住所または勤務地^{きんむち}を有する人
 - ◎住民票・在職証明書等で確認できる人でなければなりません。
 - ◎外国籍の人は、永住許可を受けた人、または特別永住者の資格を有する人、あるいは中長期在留者の人でなければなりません。
2. 市町村税等^{しちょうそんぜいなど}を滞納^{たいのう}していない人(入居予定者^{にゅうきよよていしやぜんいん}全員が対象)
 - ※市町村税等とは、市区町村税・都道府県民税(住民税)、国民健康保険税(料)、固定資産税(都市計画税)、軽自動車税、介護保険料、上下水道料金のことです。
3. 現^{げん}に同居^{どうきよ}し、または同居しようとする親族^{しんぞく}があること
 - 注意** ◎同居しようとする親族には、届け出はしていないが事実上婚姻と同様の関係にある人及び入居申込日から3箇月以内に結婚し入居可能な婚姻予約者を含みます。ただし、前者はその事実を証明できる人のみです。
 - ◎社会通念上不自然と思われる世帯分離、家族構成は認められません。
 - ◎外国人の方は、永住許可を受けた人、または特別永住者の資格を有する人、あるいは中長期在留者の人でなければなりません。
 - ◎一部に別途規定を満たしておられる単身の人であれば入居できる住宅があります。詳しくは、お尋ねください。
4. 入居予定者全員の収入月額が次のいずれかの範囲であること
 - ①一般世帯^{いっばんせたい} : 158,000円/月以下
 - ②裁量階層世帯^{さいりょうかいそうせたい} : 214,000円/月以下

※上記の収入月額は手取りの金額ではなく、一定の算出方法で算出した金額です。別表の収入基準早見表(12ページ)を参照してください。
5. 現在、住宅に困窮^{こんきゅう}されている人で、その理由が次のいずれかに該当する人
 - ①住宅の規模、間取りについて、住居部分が1人当たり4.5畳以下となる住宅に居住する人
 - ・申し込もうとする住宅が、現在と同じまたは狭くなる場合は不可
 - ②住宅がないため親族(婚約者を含む)と同居できない人
 - ・単身専用住宅または同居人がいる住宅に住んでいること
 - ③住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている人
 - ・通勤に片道1時間以上かかる人

- ④収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている人
- ・収入月額の25%以上の家賃の支払いがあること
 - ・生活保護受給者の場合は住宅扶助の金額を超えて家賃を支払っていること

注意

- ※家賃には共益費や自治会費、駐車場使用料等は含みません。
- ※公営住宅に入居されている場合の申込みはできません。

- ⑤正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している人

- ・自己の責めに帰すべき事由に基づく場合の申込みはできません。

- ⑥保安上危険または衛生上有害な状態にある住宅に居住している人。または炊事場・便所等の施設を共用している住宅に居住している人

- ⑦他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている人

- ⑧住宅以外の建物または場所に居住している人

注意：住宅困窮理由が上記にあてはまらない場合は申し込みできません。
また、持ち家を有する人は、申し込みできません。

6. 申込者および同居人が^{ぼうりょくだんいん}暴力団員（*注）でないこと。

- ・必要に応じて暴力団員に該当するか否かを県警察本部に照会する場合があります。

（*注） 暴力団員：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

もうしこみ ひつよう しょうらい
申し込みに必要な書類

☆申込者によって必要書類が異なります。事前に必ず住宅課に必要な書類等の確認をしてください。

☆次の書類に必要な事項を記入の上、市役所へ持参してください。

なお、書類不備・記載もれの場合は受付できません。

☆市内在住者や、マイナンバーをご提示いただける場合には、省略できる書類があります。

(1) ^{こうえいじゅうたくにゆうきよもうしこみしょ} 公営住宅入居申込書 [規定書式]
 入居予定者全員の収入の有無を申告してください。

(2) ^{じゅうみんひょうとうほん} 住民票謄本 [各市町村発行] (省略可能)
現在同居されている方全員の分が必要です。^{ぞくがら} (続柄あり・^{ほんせき}本籍省略)
 (^{こんいんよやく}婚姻予約で申し込まれる方は、婚約者世帯の住民票も併せて必要です。)

- ①市内在住の人は、市役所1階総合窓口課に提出し、証明を受けてください。
- ②市外在住の人は、お住まいの市町村で証明書の交付を受けてください。

(3) ^{のうぜいかんのうしょうめいしょ} 納税完納証明書 [各市町村発行]
申込者(市内在住の方は本人分のみ、市外在住の方は全員分)の証明書が必要です。
 ※市町村が発行する最新の市町村税の納税完納証明書が必要です。
 ※市内在住の方については、^{じょうげすいどうしやうりょう}上下水道使用料の完納も確認します。
 ※分割納付等の納付誓約書は不可とします。

(4) ^{しゅうにゆう しょうめい しょうらい} 収入を証明する書類 (省略可能)
^{にゆうきよよていしやぜんいん} 入居予定者全員 [現在中学生以下の方は不要です] について下記の区分により該当する書類を提出してください。
 注意：◎印の書類を基に収入計算を行います、○印の書類についても提出願います。

① 年金受給者

区 分	提 出 書 類
令和6年1月1日以前から引き続き年金を受給している人	◎ ^{かぜいしょうめいしょ} 令和7年度課税証明書 [各市町村発行] 令和6年中の所得を証する ※令和7年6月1日以降に発行
令和6年1月2日以降に年金を受給開始された人	◎ ^{しばらいつうちしよ} 支払通知書 [日本年金機構発行] 受給金額が記載された通知書 及び○令和7年度課税証明書 [各市町村発行] 令和6年中の所得を証する書類 ※令和7年6月1日以降に発行

② 給与所得者

区 分	提 出 書 類
令和6年1月1日以前から引き続き同じ勤務先で働いている人	◎ <u>令和7年度課税証明書</u> 〔各市町村発行〕 令和6年中の所得を証する ※令和7年6月1日以降に発行
令和6年1月2日以降に就職・転職した人	◎ <u>給与所得支払証明書</u> 〔規定書式〕 勤務先で、申し込む月の前月から過去1年間の収入(1年未満の人は就職後の収入)の証明を受けること。 及び○ <u>令和7年度課税証明書</u> 〔各市町村発行〕 令和6年中の所得を証する書類 ※令和7年6月1日以降に発行

③ 事業所得者

区 分	提 出 書 類
令和6年1月1日以前から引き続き同じ事業をしている人	◎ <u>令和7年度課税証明書</u> 〔各市町村発行〕 令和6年中の所得を証する ※令和7年6月1日以降に発行
令和6年1月2日以降に事業を開始した人	◎ <u>収支明細書</u> 〔規定書式〕 申し込む月の前月から過去1年間の所得(1年未満の人は開始後の所得。但し、1箇月未満の月の所得を除く。)を記入すること。 及び○ <u>令和7年度課税証明書</u> 〔各市町村発行〕 令和6年中の所得を証する書類 ※令和7年6月1日以降に発行

④ ①～③以外の人(申込時点において収入のない人)は

- ・ 令和7年度課税証明書〔各市町村発行〕
令和6年中の所得を証する ※令和7年6月1日以降に発行

及び・ 失業保険受給中であることを証明する書類の写し

- ・ 退職を証明する書類〔勤務先発行〕など

※詳しくは、事前に住宅課住宅係と相談し、必要書類の確認をしてください。

(5) 封 筒 〔自己負担〕

- ・ 封筒1通と110円切手1枚が必要です。
- ・ 封筒に110円切手を貼り、返信先の住所・氏名を記入してください。

(6) その他必要書類

以下の書類は、申込者の事情により必要となる書類です。事前に住宅課住宅係と相談し、必要の有無を確認してください。

① 保護受給証明書〔福祉事務所発行〕 (省略可能)

保護を受けている人

※家賃額(共益費や自治会費、駐車場使用料等は含まない)が住宅扶助費を超えていることが要件です。

② 在勤証明書〔規定書式〕

栗東市外に在住している人

- ③ 婚姻予約証明書〔規定書式〕
婚姻予約者の人
規定書式に証明者（仲人、親等）の証明をもらってください。また、証明書の他に証明者の住民票を添付してください。（証明者が3ページ（2）と重複する場合は、添付不要です。）
- ④ 扶養証明書〔勤務先発行〕または住民登録による証明書など
内縁関係者の証明する書類
- ⑤ 退職予定誓約書〔規定書式〕
入居予定者の中で退職する人がいる人
※入居時までには退職を証明する書類を提出することが条件となります。
- ⑥ 身体障がい者手帳等の写し（一部省略可能）
身体障がい者手帳・療育手帳等を有する人
- ⑦ 単身入居の入居資格認定のための申立書〔規定書式〕
単身で申し込む人
※シルバーハウジング〔8ページ参照〕に限る。
- ⑧ 賃貸契約書の写し
住宅に困窮されている理由が借家等の高額家賃の人
※契約が自動更新で書面上の契約期間が切れている場合は、領収書や引落口座の預金通帳等の家賃支払が確認できるものがが必要です。
- ⑨ 立ち退き要求書の写し
住宅に困窮されている理由が借家等の立ち退き要求を受けている人
※募集月の翌月を含む6ヶ月以内の期限内に立ち退くことを要求されていること
- ⑩ 強制競売通知書の写しまたは不動産売買契約書の写しなど
持ち家を手放さなければならなくなった人
- ⑪ 戸籍謄本など
入居予定者の親族関係が明らかでない人
- ⑫ 在留カード・特別永住証明書の写し
外国籍の人

※上記以外の書類の提出を求められることがありますので、事前にご相談下さい。

申し込みにあたって注意していただくこと

- (1) 提出された申込書および添付書類てんぷしよるいにより資格審査しかくしんさ等を行いますので、申込書に必要事項を記入の上、他の書類と共に市役所へ持参してください。
- (2) 申し込みは、本人または家族がおこなってください。なお、郵送による申し込み、書類不備しよるいふび及び申込期間終了後の申し込みは受付いたしません。
- (3) 申し込みは1世帯1戸に限ります。なお、2ヶ所以上の住宅に申し込んだ場合は、すべて無効とします。
- (4) 申し込み受付期間終了後に書類審査を行い、住宅困窮度合じゅうたくこんきゅうどあいが高い人を当選とします。
- (5) (4)の方法により当選者を選考し難い場合は、困窮度合が高い申込者のみで公開抽選を行い、入居当選者及び補欠当選者を選出します。ただし、入居当選及び補欠当選されても、その後の実態調査じつたいちょうさ等で申込書その他添付書類の内容と事実が相違する事がわかった場合は、入居資格を失います。
- (6) 応募のなかった住宅については、当該抽選会場とうがいちゅうせんかいじょうに出席した応募者に限りその場で追加募集ついかぼしゅうを行うことがあります。
- (7) 婚約者と申し込まれた入居決定者に関し、同居人の変更があった、または期限までに同居届の提出がない場合は、入居決定を取り消します。
- (8) 退職予定誓約書を提出された入居決定者に関し、入居時までに退職の事実を証明する書類の提出がない場合は、入居決定を取り消します。

※注意 申込受付時に提出された書類により困窮度合こんきゅうどあいを表す点数をつけますので、
困窮理由こんきゅうりゆうの記入には十分注意してください。

さいりょうかいそう 裁量階層とは

こうれいしゃ しょう しゃ せたい
高齢者・障がい者等の世帯を裁量階層といいます。現在住宅に困窮している高齢者・障がい者等の世帯が入居できる収入月額を214,000円以下とします。

具体的には、次の条件のいずれかに該当する人です。

1. 入居者または同居者が^{しょうがいしゃきほんほう}障害者基本法第2条第1項第1号に規定する障がい者であり、かつ次に掲げる障がいの程度である人
 - a. ^{しんたいしょうがいしゃふくしほう}身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障がい者手帳を交付された人で障がいの程度が1級から4級までであること
 - b. ^{せいしんほけん せいしんしょうがいしゃふくし}精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定された1級～2級の精神障がい者
 - c. bの精神障がい程度に相当する知的障がい者
2. 入居者が60歳以上の人かつ、同居者のいずれもが60歳以上である場合
3. 入居者または同居者が^{せんしょうびょうしゃとくべつえんごほう}戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が^{おんきゅうほう}恩給法別表第1号表の2の^{とくべつこうしょう}特別項症から第6項症までの人もしくは、別表第1号表の3の第1款^{かんしょう}症である人
4. 入居者または同居者に^{げんしばくだんひぼくしゃ}原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項に定められた^{こうせいろうどうだいじん}厚生労働大臣の^{にんてい}認定を受けている人がいる場合
5. 入居者または同居者に^{ひきあげしゃ ほんぽう}海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない人がいる場合
6. ハンセン^{びょうりょうようじょ}病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
7. 18^{さいい}歳以下の同居者がいる世帯

シルバーハウジングについて

- (1) ^{てはら}手原・^{しもとやま}下戸山団地には、60歳以上で1人暮らしの人または夫婦2人暮らしの人などが安心して生活できるよう設備を設けた住宅があります。緊急時に通報できるシステムも完備されています。
- (2) 単身で入居申し込みをする人は、5ページ(6)⑦の「単身入居の入居資格認定のための申立書」を提出してください。
- (3) シルバーハウジングの場合 1ページの申込資格3. に代わって、次の要件に該当することが必要です。

- ① (ア) 高齢者（60歳以上）の単身世帯、高齢者（60歳以上）のみからなる世帯、高齢者夫婦世帯（夫婦いずれか一方が60歳以上）であること
- (イ) 障がい者の単身世帯、障がい者のみからなる世帯、障がい者とその配偶者のみからなる世帯、障がい者と高齢者（60歳以上）のみからなる世帯、障がい者と高齢者夫婦（夫婦いずれか一方が60歳以上）のみからなる世帯であること
- ② 独立して生活するには不安があると認められるが、自炊が可能な程度の健康状態である世帯であること
- ③ 家族による日常生活の支援が期待できない方
- ④ 緊急通報協力員3名の選定が可能であること

(4) 注意事項

- ① 入居にあたっては、14ページの「入居手続等で注意していただくこと」のほか、緊急通報システム運営事業実施要綱に基づき設置申請を行ってください。
 - ② 緊急通報システムに関しては、固定電話機による接続が必要となります。（契約料、工事費、電話基本料金、通話料等は利用者負担）
 - ③ 生活援助員（LSA）によるサービスについて、生計中心者の前年所得税課税年税額に応じて費用の負担をいただく場合があります。
- ※緊急通報システムとは、電話回線を用いて万が一の際にボタンを押すことで受信センターに連絡することで協力員等の協力により緊急活動等を行うサービスです。また、見守りセンサーによって一定期間動きが感知できない場合に緊急対応できるサービスも提供しています。

(5) 申込資格のある障がい者とは次のいずれかに該当する人のことです。

- ① 身体障がい者手帳の交付を受け、その手帳に記載されている障がいの程度が、1級～4級の人
- ② 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が、恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症までまたは同法別表第1号表の3の第1款症であること
- ③ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人
- ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級～3級の精神障がい者および前記の精神障がいの程度に相当する知的障がい者

しんたいしょう しやどうきよせたいむけじゅうたく
身体障がい者同居世帯向住宅について

- (1) あんようじ てはら しもとやま安養寺・手原・下戸山団地には、車イスで生活するための設備を備えた住宅があります。
- (2) 1～2ページの申込資格に加えて、次のいずれかに該当することが必要となります。

(ア) 身体障がい者手帳を有し、その下肢・体幹の程度が1級～4級の人

(イ) 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が恩給法別表第1号表の2の第3項症以上の下肢障がいの人

(ウ) 知的障害者福祉法による手帳交付者で重度の障がいと認定されかつ下肢障がいの人

※このいずれかに該当している人とその親族からなる世帯とする。

こうれいしゃどうきよせたいむけじゅうたく
高齢者同居世帯向住宅について

- (1) あんようじ安養寺団地には、高齢者が暮らしやすい設備を設けた住宅があります。
- (2) 1～2ページの申込資格に加えて、次の要件に該当することが必要となります。

60歳以上の人とその親族で次の各号の一に該当する人を含む世帯

(ア) 配偶者

(イ) 18歳未満の人

(ウ) 重度もしくは中度の身体障がい者または知的障がい者等

(エ) 60歳以上の人

(オ) 市長が特に認める人

収入基準

(この10ページから13ページまでは、1ページの申込資格4に記載された収入月額に関することです。収入月額は申込資格の確認事項のひとつです。ご本人で計算されると共に、必ず住宅課で確認してください。)

収入月額の計算方法

収入月額の計算には、申込日において収入を得ている申込者および同居親族(婚約者を含む)の1年間の総所得金額が対象となります。ここでの「収入」とは税込総収入額をいい、「所得」とは総収入額から税法上認められた必要経費等を控除した後の金額をいいます。

1. 計算の順序

- (1)収入の種類別に所得金額を計算する。
- (2)各自の総所得金額を計算する。
- (3)収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算する。

本人の総所得金額	+	家族の総所得金額	=	世帯の総所得金額

- (4)世帯の総所得金額から控除額を差引き12で割り、政令月額を計算する。

{	世帯の総所得金額	-	控除額合計金額	}	÷ 12	=	政令月額

※控除額については、11～12ページを参照してください。

2. 所得計算表

①給与所得

1円以上 550,999円以下	0円	
551,000円以上 1,618,999円以下	年間総収入金額-550,000円	
1,619,000円以上 1,619,999円以下	1,069,000円	
1,620,000円以上 1,621,999円以下	1,070,000円	
1,622,000円以上 1,623,999円以下	1,072,000円	
1,624,000円以上 1,627,999円以下	1,074,000円	
1,628,000円以上 1,799,999円以下	年間総収入金額÷4 (千円未満切り捨て)	千円未満切捨後の金額×2.4 +100,000円
1,800,000円以上 3,599,999円以下		千円未満切捨後の金額×2.8 -80,000円
3,600,000円以上 6,599,999円以下		千円未満切捨後の金額×3.2 -440,000円
6,600,000円以上 8,499,999円以下	収入金額×90%-1,100,000円	
8,500,000円以上	収入金額-1,950,000円	

※中途就職者の場合は、次の算式により、年間総収入金額を推定してください。

$$\text{推定年間総収入金額} = (\text{総収入金額} - \text{賞与分}) \div \text{勤務月数} \times 12 (\text{箇月}) + \text{賞与}$$

②年金所得(雑所得) (国民(老齢)年金、厚生(老齢)年金、恩給、各種共済年金等)

	収入金額	雑所得金額の算出式
今年の 1月1日現在 満65歳未満	600,000円以下	0円
	600,001円～1,299,999円	収入金額-600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	収入金額×0.75-275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額×0.85-685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額×0.95-1,455,000円
	10,000,000円以上	収入金額-1,955,000円
今年の 1月1日現在 満65歳以上	1,200,000円以下	0円
	1,200,001円～3,299,999円	収入金額-1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	収入金額×0.75-275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額×0.85-685,000円
	7,700,000～9,999,999円	収入金額×0.95-1,455,000円
	10,000,000円以上	収入金額-1,955,000円

③事業所得者

事業開始後1年未満の場合は、次の算式により、年間総所得金額を推定してください。

$$\text{推定年間総所得金額} = (\text{総収入金額} - \text{必要経費}) \div \text{事業を営んだ月数} \times 12(\text{箇月})$$

④次のような収入は、「所得」としては扱いません。

生活保護の各種扶助料 ・ 雇用保険および労災保険の各種給付金
遺族年金および障がい年金 ・ 仕送り ・ 不動産売買等による一時所得 など

⑤給与所得①または年金所得②のある方は、その所得額(①・②どちらもある方はその合計所得額)から10万円を引いた額が入居の上での所得額になります。

(所得額が10万円未満である場合には、当該所得額全額を差し引きます)

2. 控除金額計算表

控除種別		控除対象者	一人あたりの控除金額
一般 控除	同居扶養控除	申告(申込)者本人を除く、同居(または同居しようとする)親族および遠隔地扶養親族	380,000円
	老人扶養控除	扶養親族のうち年齢70歳以上の人	100,000円
特別 控除	老人控除対象配偶者控除	控除対象配偶者のうち年齢70歳以上の人	
	特定扶養控除	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人	250,000円
	障がい者控除	所得者本人および扶養親族のうち ①児童相談所または知的障害者更正相談所などから知的障がい者と判定された人 ②身体障がい者手帳の交付を受けている人で3級～6級の人 ③戦傷病者手帳の交付を受けている人で第四款症から第五款症までの人 ④年齢65歳以上で障がいの程度が①②と同程度であることを示す、福祉事務所長の認定書を交付されている人	270,000円
	特別障がい者控除	所得者本人および扶養親族のうち ①心神喪失の常況にある人 ②児童相談所または知的障害者更正相談所などから重度の知的障がい者と判定された人 ③身体障がい者手帳の交付を受けている人で、1・2級の人 ④戦傷病者手帳の交付を受けている人で、特別款症から第三款症までの人 ⑤原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている人 ⑥年齢65歳以上で障がいの程度が①②③と同程度であることを証明する福祉事務所長の認定書を交付されている人 ⑦常に就床を要し、複雑な介護を要する人	400,000円

控除種別		控除対象者	一人あたりの控除金額
特別控除	寡婦控除	所得者本人のうち ①夫と離婚した後婚姻をしていない人で、次の要件を満たす人 イ 扶養親族を有すること人 ロ 合計所得金額が 500 万円以下である人 ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者※がない人 ②夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死の明らかでない人で次の要件を満たす人 イ 合計所得金額が 500 万円以下である人 ロ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者※がない人	270,000 円 (所得額が 27 万円未満の場合は、当該所得額)
	ひとり親控除	所得者本人で現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない人のうち ①その者と生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除き、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が 48 万円以下のものに限り)を有する人 ②合計所得金額が 500 万円以下である人 ③その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者※がない人	350,000 円 (所得額が 35 万円未満の場合は、当該所得額)

※『事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者』とは、次の者を言います。

イ 世帯主で、同一の世帯に属する者の住民票に、世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた者

ロ その者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主

<収入基準早見表>

A (給与所得者が1人で特別控除対象者がいない場合)

(単位:円)

収入月額			現に同居または同居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養者数(人)						
			0	1	2	3	4	5	6
0	原則階層	年間総収入	0	0	0	0	0	0	0
~			~	~	~	~	~	~	~
158,000			2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999	5,423,999	5,895,999
158,001	裁量階層	所得	2,968,000	3,512,000	3,996,000	4,472,000	4,948,000	5,424,000	5,896,000
~			~	~	~	~	~	~	~
214,000			3,887,999	4,363,999	4,835,999	5,311,999	5,787,999	6,263,999	6,723,999

B (事業所得者が1人で特別控除対象者がいない場合)

(単位:円)

収入月額			現に同居または同居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養者数(人)						
			0	1	2	3	4	5	6
0	原則階層	年間総所得	0	0	0	0	0	0	0
~			~	~	~	~	~	~	~
158,000			1,896,000	2,276,000	2,656,000	3,036,000	3,416,000	3,796,000	4,176,000
158,001	裁量階層	所得	1,896,001	2,276,001	2,656,001	3,036,001	3,416,001	3,796,001	4,176,001
~			~	~	~	~	~	~	~
214,000			2,568,000	2,948,000	3,328,000	3,708,000	4,088,000	4,468,000	4,848,000

※所得者が2人以上いる場合または特別控除対象者がいる場合は、P10~12の計算方法により収入月額を計算してください。(給与所得者はAから、事業所得者はBから実際に金額を当てはめて計算してください。)

☆裁量階層については、7ページを参照してください。

○計 算 例

(例 1)

本人(33歳)……………給与所得者で前年の総収入金額 3,425,000円
合計所得金額(給与所得控除後の金額) 2,316,800円

妻 (30歳)……………無収入
子 A(3歳)……………無収入
子 B(5歳)……………無収入

世帯総所得金額(A) : 2,316,800 + 0 + 0 + 0 = 2,316,800円

合計控除金額(B) : 380,000 × 3 [同居扶養控除 : 3人] + 100,000 [公営住宅法施行令第1条第3号イに規定する控除 : 1人] = 1,240,000円

収入月額 = (A - B) ÷ 12
= (2,316,800 - 1,240,000) ÷ 12 = 89,733円

→申込資格あり

(例 2)

本人(35歳・女性)……………給与所得者で前年の総収入金額 1,250,000円
合計所得金額(給与所得控除後の金額) 700,000円

子 (5歳)……………無収入

世帯総所得金額(A) : 700,000 + 0 = 700,000円

合計控除金額(B) : 380,000 × 1 [同居扶養控除 : 1人] + 100,000 [公営住宅法施行令第1条第3号イに規定する控除 : 1人] + 220,000 × 1 [ひとり親控除 : 本人] = 700,000円

収入月額 = (A - B) ÷ 12
= (700,000 - 700,000) ÷ 12 = 0円

→申込資格あり

(例 3)

本人(66歳)……………年金受給所得者で前年の総収入金額 3,500,000円
合計所得金額(所得控除後の金額) 2,350,000円

妻 (64歳)……………年金受給所得者で前年の総収入金額 900,000円
合計所得金額(所得控除後の金額) 300,000円

世帯総所得金額(A) : 2,350,000 + 300,000 = 2,650,000円

合計控除金額(B) : 380,000 × 1 [同居扶養控除 : 1人] + 200,000 [公営住宅法施行令第1条第3号イに規定する控除 : 2人] = 580,000円

収入月額 = (A - B) ÷ 12
= (2,650,000 - 580,000) ÷ 12 = 172,500円

→裁量階層に該当するので、申込資格あり

にゆうきよてつづき

入居手続等で注意していただくこと

※ 入居手続について

- (1) 敷金しきぎん（入居時における本来家賃の3箇月分）を納入してください。
- (2) 誓約書せいやくしょを提出してください。
- (3) 緊急連絡先届出書きんきゆうれんらくさきとどけでしよを提出してください。

※ 入居に際して注意していただくこと

公営住宅は、公営住宅法の趣旨に基づき建設された公共賃貸住宅です。明るい共同生活を営むために、次のことに注意してください。

- (1) 安養寺あんやうじ・手原てはら・十里じゅうり・下戸山団地しもとやまには駐車場（月額4,000円/区画）を整備してあります。原則として、1戸につき1区画です。利用される場合には、駐車場使用等申込書の提出が必要です。
- (2) 大橋団地おおはしには駐車場を整備していません。
- (3) 外灯・階段灯等共同施設の維持管理費は入居者全員で負担いただきます。
- (4) 廊下、ベランダや住宅敷地内などの共用部分に物を置いたり個人的に使用したりすることはできません。
- (5) 犬・猫等の動物を飼育することはできません。
- (6) 入居後は、自治会に加入し、住みよい団地づくりに努めてください。
- (7) 大橋団地B棟おおはしには、住宅の浴室に浴槽・風呂釜がついていません。入居者で負担して設置してください。

●次に該当する方は、退去していただきます。

- ①入居手続きの内容に虚偽のあったことがわかったとき
- ②正当な理由なくして15日以上住宅を使用しないとき
- ③不正な行為により入居したとき
- ④家賃を3箇月以上滞納したとき
- ⑤住宅や共同施設を故意に損傷したとき
- ⑥住宅を使用する権利を他人に貸したり、譲渡したりしたとき
- ⑦無断で増改築・模様替えをしたとき
- ⑧無断で親族や他人を同居させたとき
- ⑨入居者の保管義務等を怠ったとき
- ⑩周囲の環境を乱し、他に迷惑を及ぼす行為をしたとき
- ⑪公営住宅を他の用途に使用したとき

など

市営住宅一覽表

団地名	住 所	間取り	建設年度	構 造	入居時の家賃	備 考
あんようじ 安養寺	安養寺五丁目 5番	3DK	平成1 ～ 平成4	中層耐火 3・4 階建て	19,200 ～ 39,400	高齢者同居世帯向 住居あり 身体障がい者同居 世帯向住居あり
てはら 手原	手原二丁目 9番1	2DK 3DK 2LDK	平成11 ～ 平成12	高層耐火 6・7 階建て	18,300 ～ 45,700	シルバーハウジ ングあり 身体障がい者同居 世帯向住居あり
おおはし 大橋	大橋六丁目 2番	3DK	昭和52 ～ 昭和53	中層耐火 4階建て	11,600 ～ 23,700	
でば 出庭	出庭 73番地1	2DK	昭和47 ～ 昭和48	簡易耐火 2階建て	8,500 ～ 11,200	募集停止中
かみとやま 上砥山	上砥山 926番地	2K	昭和44	簡易耐火 平屋建て	3,700 ～ 8,400	募集停止中
じゅうり 十里	十里 394番地1	3DK 4DK	平成13	低層耐火 平屋建て 2階建て	24,000 ～ 48,100	
しもとやま 下戸山	下戸山 1540番地1 1605番地	3DK 2DK 2LDK	平成14 ～ 平成15	中層耐火 3階建て	17,200 ～ 43,400	シルバーハウジ ングあり 身体障がい者同居 世帯向住居あり

☆家賃額（住宅使用料）は毎年度変動します。

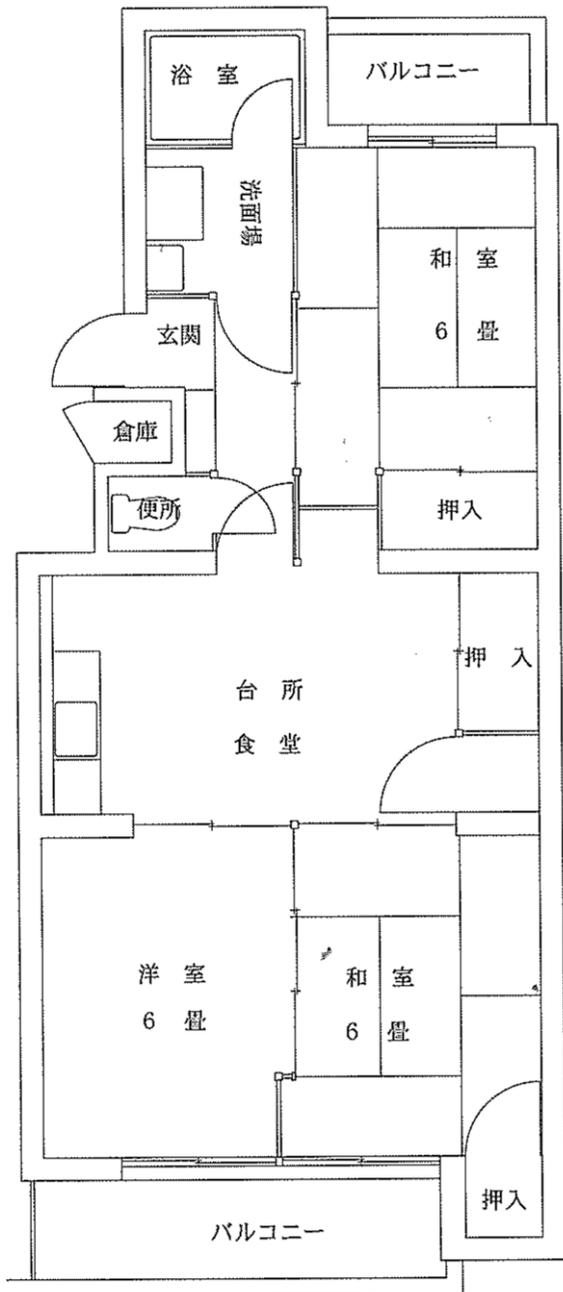
☆^{しもとやま}下戸山団地には、収入月額 158,000 円～487,000 円までの人(若年世帯等を対象とした裁量あり)を対象とした、^{とくていこうきょうちんたいじゅうたく}特定公共賃貸住宅があります。

構 造 ・ 階 数	中層耐火構造 3階建て
住戸タイプ及び専用床面積	3LDK 75.1㎡
契 約 金 額	62,000円

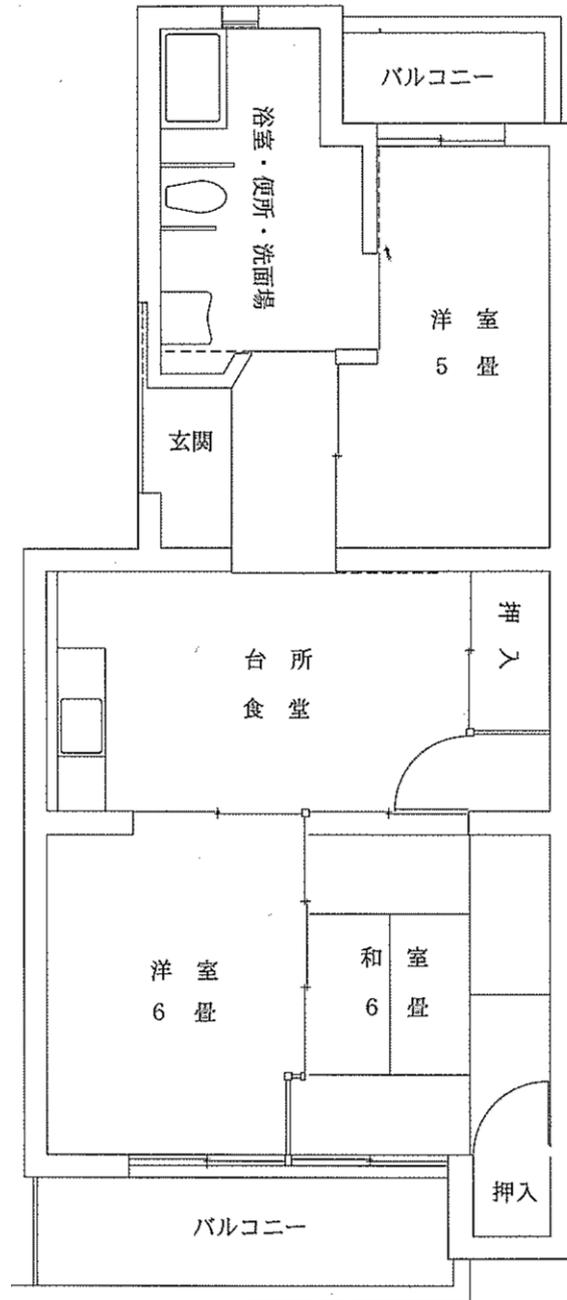
住宅見取図

(注) 住宅により、各タイプの間取りの配置が異なる場合があります。
 () …専用面積 (m²)

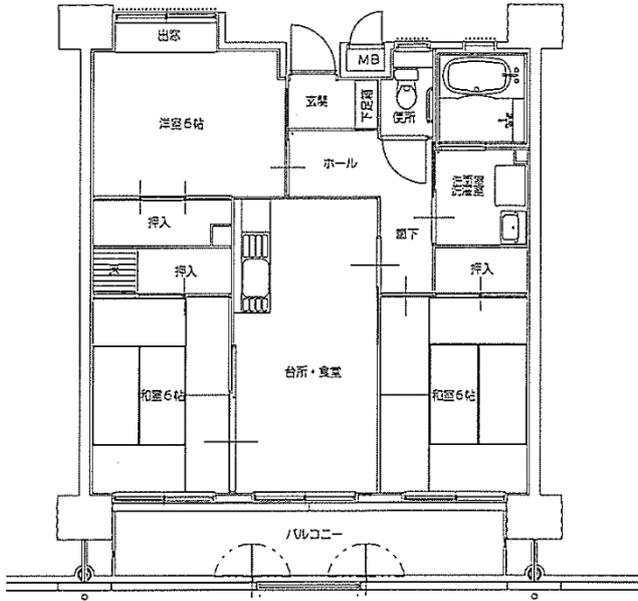
あんようじ
 ○安養寺団地



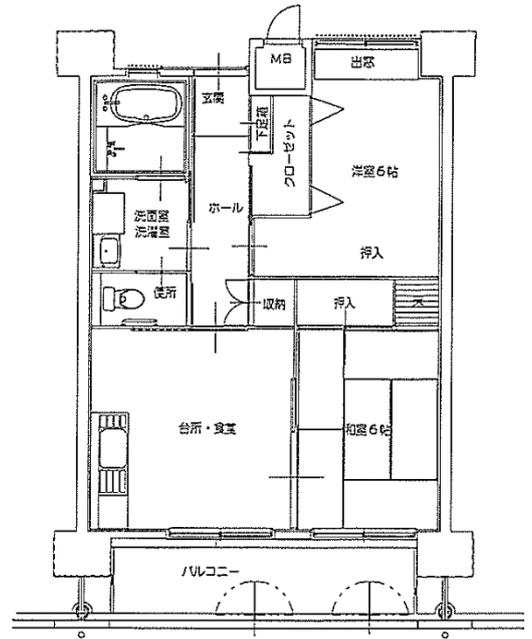
3DK 一般・高齢者同居世帯向
 (63.7)



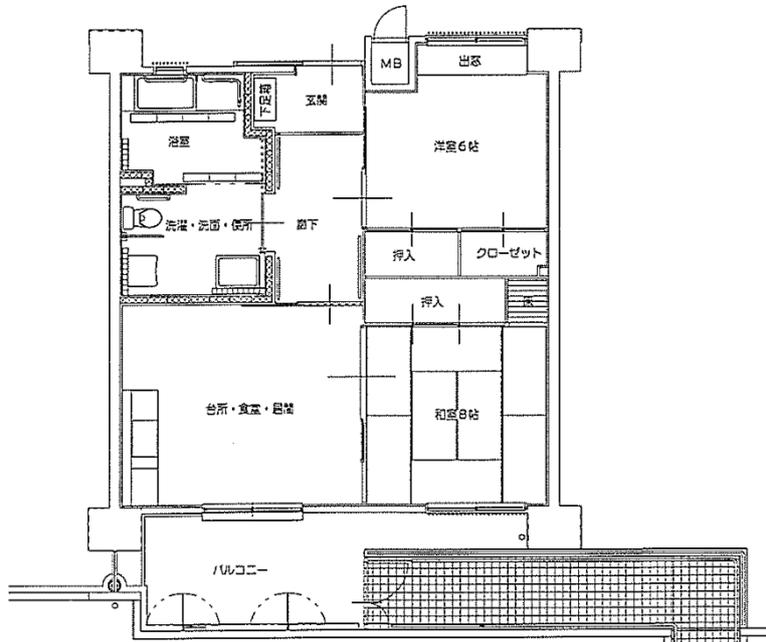
3DK 身体障がい者同居世帯向
 (63.6)



3DK 一般
(1期：70.0 2期：70.1)

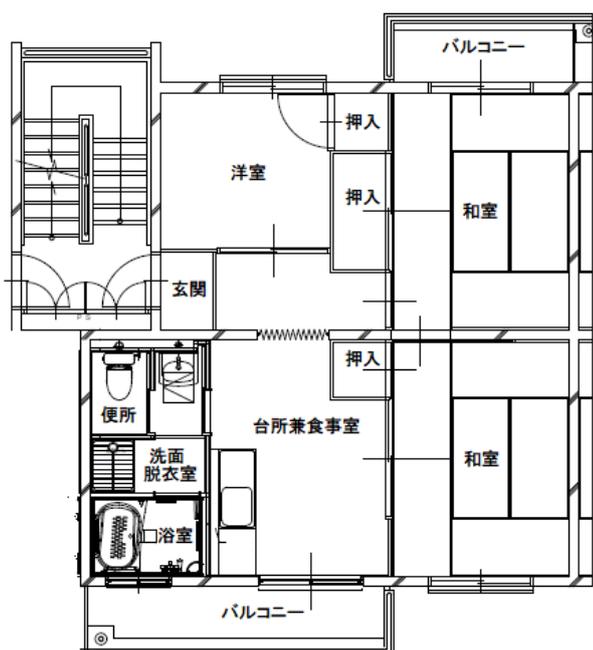


2DK シルバーハウジング
(56.1)

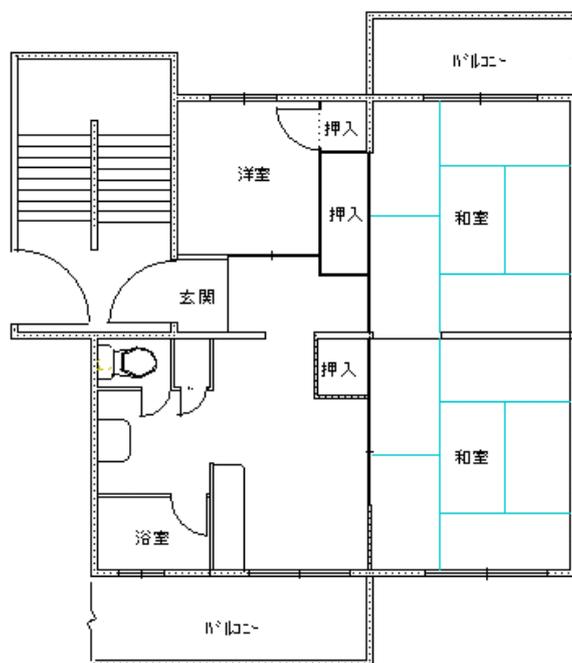


2LDK 身体障がい者同居世帯向
(70.9)

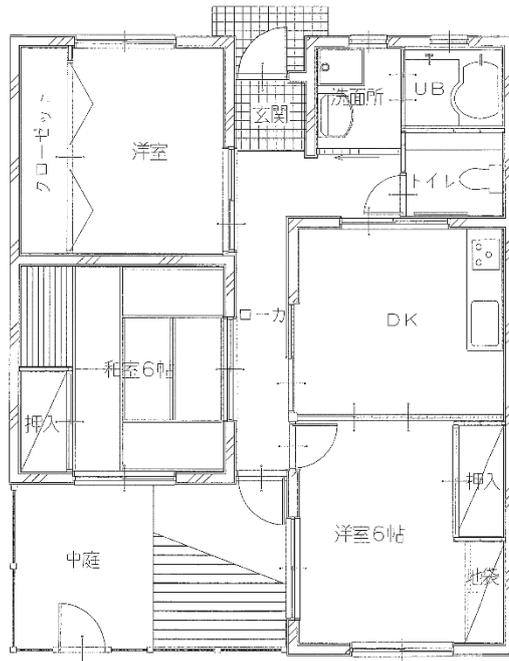
おおはし
 ○大橋団地[B棟は浴槽・給湯器は入居者で取り付け]



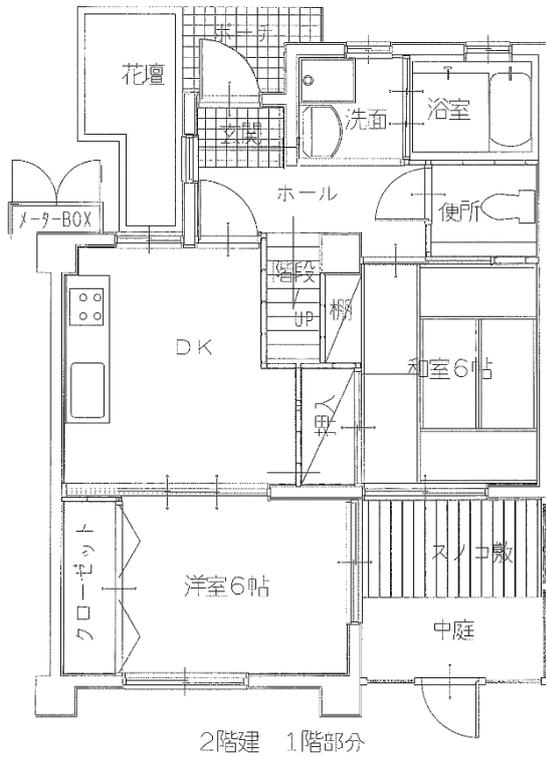
A棟 3DK 一般 (51.1)



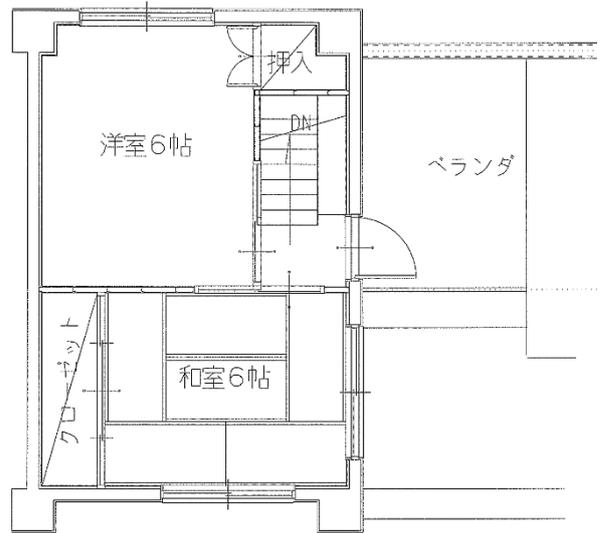
B棟 3DK 一般 (51.1)



3DK 平屋建て (74.6)

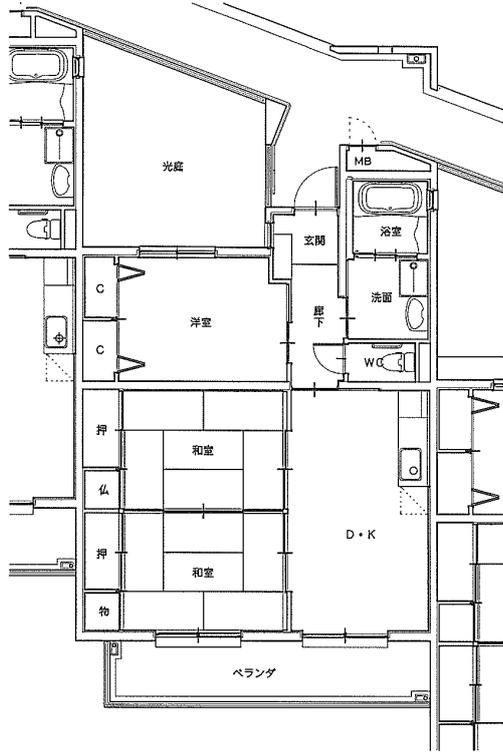


2階建 1階部分

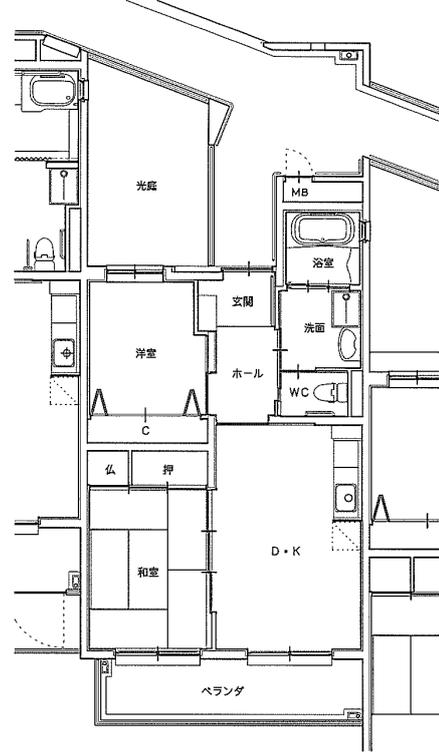


2階建 2階部分

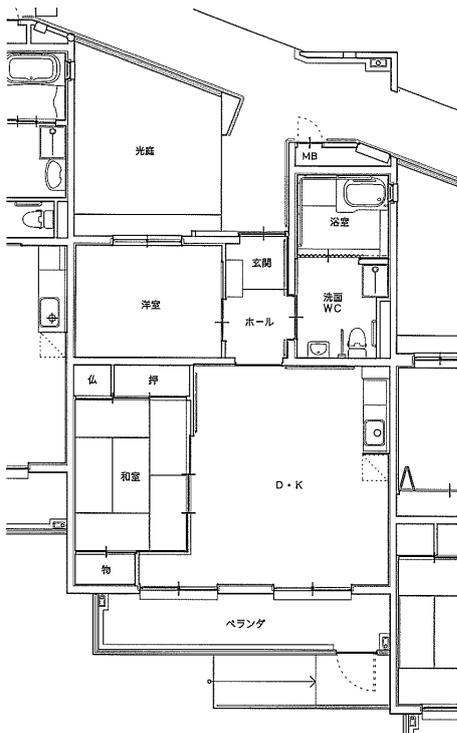
4DK 2階建て (76.2)



3DK 一般
(69.0)



2DK シルバーハウジング
(54.1)



2LDK 身体障がい者同居世帯向 (68.3)

